

国立市公共施設再編計画（案）

【 たたき台 】

令和 年 月

《 目 次 》

1. 1.	基本的事項.....	- 2 -
(1)	計画策定の背景.....	- 2 -
(2)	計画策定の目的.....	- 2 -
(3)	計画策定の視点.....	- 2 -
1. 2.	計画の位置づけ.....	- 3 -
1. 3.	計画期間.....	- 4 -
1. 4.	対象範囲.....	- 5 -
第2章	現状の把握.....	- 6 -
2. 1.	公共施設の状況.....	- 6 -
第3章	公共施設再編の考え方.....	- 7 -
3. 1.	まちづくりの基本.....	- 7 -
(1)	誰もが暮らしやすいコンパクトなまち.....	- 7 -
(2)	圏域の設定.....	- 8 -
(3)	圏域内で提供されることが望ましい基本サービス.....	- 10 -
3. 2.	国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画.....	- 11 -
(1)	国立市のまちづくりのビジョン.....	- 12 -
(2)	圏域（IDユニット）で提供されることが望ましい基本サービス.....	- 13 -
(補論)	圏域の設定.....	- 15 -

はじめに

リード文

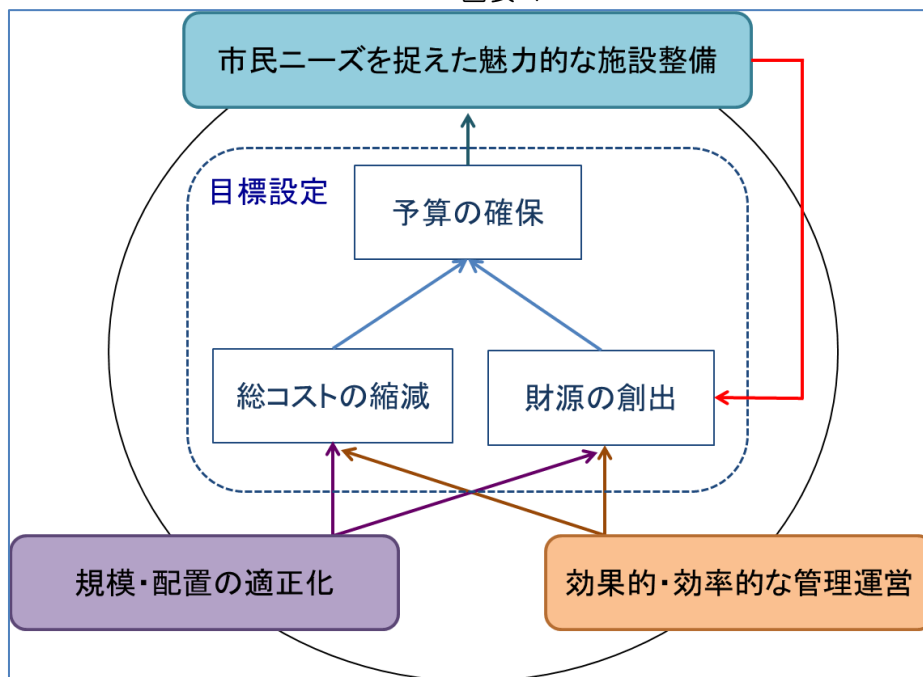
1.1. 基本的事項

〇〇

(1) 計画策定の背景

本市では、公共施設の6割以上が築40年以上を経過しており、公共施設の老朽化が進んでいます。これらの公共施設は、今後一斉に大規模改修や建替が必要な時期を迎え、莫大多額の費用が必要となります。人口減少や少子高齢化の進展により財政状況は一層厳しくなることが見込まれる中、その財源を確保し、将来世代に必要な施設の機能を引き継いでいくことが求められます。本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した『国立市公共施設等総合管理計画』（以下、『総合管理計画』という。）を、2017（平成29）年3月に策定し、魅力的なまちづくりにより流入人口を増やし、増えた税収を公共施設等に再投資することで、より一層魅力的なまちにしていくという好循環を目指すこととしています。

図表 1



出典：国立市公共施設等総合管理計画

(2) 計画策定の目的

本計画は、上記の「公共施設等マネジメント基本方針」及び「数値目標」を実現する目的で策定するものです。そのため、施設類型毎のあるべき姿をもとに、更新の考え方や最適配置を踏まえ、計画的な再編に繋げるための方針や方向性を示すとともに、工事や各種の検討時期等の行動計画を提示しています。

(3) 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、次の3 2つの視点を重視することとします。

i. 総合管理計画の具体化

総合管理計画で定めた施設類型毎の方向性をより具体化し、特に直近の第1期（2020～2027年度の9年間）における、具体的な事業計画を定めます。

ii. 新たなまちづくりの視点

公共施設等の更新においては、単独施設ごとの検討ではなく、地域、あるいは全市的な将来ビジョン（＝まちづくりの視点）を持って取り組む必要があります。

公共施設の更新は、施設という側面でまちを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、という考えを踏まえて取り組むことが不可欠となります。「公共施設の再編は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからのまちづくりの在り方を検討していきます。

iii. 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画

公共施設の再編には長期的な期間を要するとともに、地域ごとに異なる状況を踏まえた街づくりのビジョンが必要で計画策定にあたっては、これらを基にした各分野の施策と併せた施設類型ごとの具体的な計画を策定する視点が重要です。

図表 2

■「国立市公共施設等総合管理計画」とは

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。計画内で「公共施設等マネジメント基本方針」という3つの基本方針を定め、定量的な数値目標を定めています。

○公共施設等マネジメント基本方針

【基本方針1】 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

【基本方針2】 規模・配置の適正化

【基本方針3】 効果的・効率的な管理運営

○数値目標

【延床面積の縮減】 50年間で19.3%縮減

【管理運営費の縮減】 1.17億円/年縮減

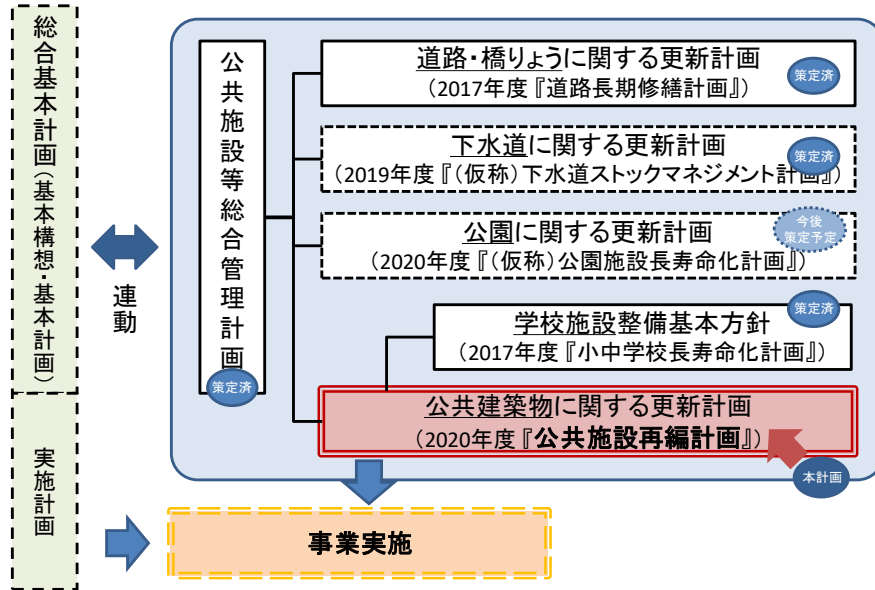
【新たな財源の創出】 0.37億円/年創出

1.2. 計画の位置づけ

『総合管理計画』は、本市の最も上位に位置する『総合基本計画』の実現を下支えする計画として位置付けられ、基本構想が示す「文教都市くにたち」をまちの将来像として、公共施設等を総合的に管理する観点からその実現を目指していくものです。また、本計画は他の個別計画等や財政上の視点とも整合を取りながら、毎年度策定する『実施計画』の中で事業の具体化を図ります。

また、本計画は、『総合管理計画』の「個別施設計画」の一つに位置付けられ、「公共建築物」を対象とします。「個別施設計画」としては、他に「道路・橋りょう」、「下水道」、「公園」の各インフラ施設についても、それぞれ『道路等長期修繕計画』（2018年度に策定済）、『公共下水道ストックマネジメント基本計画』（2017年度に策定済）及び『（仮称）公園施設長寿命化計画』（2020年度に策定予定）を策定していきます。

図表 3 計画の更生と位置づけ

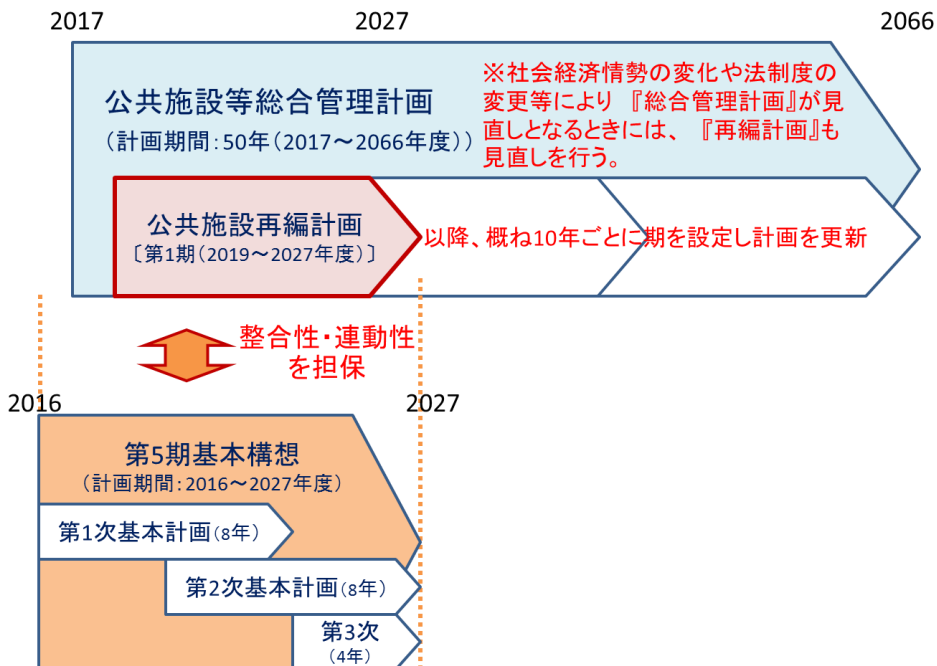


1.3. 計画期間

『総合管理計画』の計画期間は2017年度から2066年度までの50年間となっています。市の上位計画である『総合基本計画』との整合性・連動性を担保するため、基本構想の計画期間(2016~2027年度)と足並みをそろえ、2020年度から2027年度の8年間を本計画の計画期間とします。以降、概ね10年ごとに計画を更新していくこととします。

ただし、『総合管理計画』については、社会経済情勢の変化や法制度の変更等により、計画の前提条件が大きく変わった場合などには、適宜計画の見直しを行うこととしています。『総合管理計画』が見直しとなる際には、それに応じて本計画も見直しを行うこととします。また、『実施計画』と本計画に調整が必要な場合等にも、随時、見直しを行います。

図表 4 計画期間



1.4. 対象範囲

本計画では、本市が所有、または他から借り受け行政サービスを運営するすべての公共建築物（123 施設、125,828 m²）を対象とします。

大分類		小分類		施設数 (施設)	延床面積 (m ²)	
公共 建 築 物	1	行政系施設	1	庁舎等	1	9,531
			2	消防施設	6	427
			3	廃棄物処理施設	2	2,460
	2	コミュニティ関連施設	4	地域集会所	12	1,862
			5	地域福祉館	5	1,820
			6	地域防災センター	5	1,114
			7	市民プラザ	3	1,938
	3	文化・社会教育系施設	8	図書館	1	1,590
			9	公民館	7	2,816
			10	市民芸術小ホール	1	3,217
			11	郷土文化館	1	2,182
			12	文化財施設	3	593
	4	スポーツ施設	13	市民総合体育館	1	6,124
			14	南市民プラザトレーニング室	1	322
	5	学校教育系施設	15	学校	11	66,594
			16	学校給食センター	2	1,689
			17	教育センター	1	223
	6	保健福祉系施設	18	保健施設	1	1,623
			19	社会福祉施設	2	4,187
			20	高齢福祉施設	3	909
			21	障害福祉施設	2	1,023
	7	子育て支援施設	22	保育園	4	2,698
			23	児童館	3	1,077
			24	学童保育所	7	1,407
			25	その他子育て支援施設	2	303
	8	産業系施設	26	産業振興施設	1	132
	9	その他施設	27	自転車駐車場	9	5,613
			28	公衆便所	17	472
			29	その他	8	1,190
計				122	125,135	

第2章 現状の把握

2.1. 公共施設の状況

本市では平成27年5月に『国立市公共施設保全計画』（以下『保全計画』という。）を策定し、本市が所有する公共建築物の残存耐用年数や目標使用年数、また大規模改修や中規模修繕の標準的な実施時期を示しています。保全計画に基づく計画期間内の状況をみると、小学校2校、中学校1校を含む4施設が建替え時期を迎えます。

また、改修・修繕では、大規模改修の時期を迎える施設が多く、全体で25施設の大規模改修が見込まれています。中規模修繕についても、市民総合体育館や小学校といった大型施設を含む41施設の修繕が見込まれています。

なお、保全計画は技術的視点で建物の更新年度を捉えたものであるため、本計画で様々な条件を踏まえ、財政計画と整合を図りながら工事を実施していきます。

図表5 保全計画による計画期間中更新予定

工事種別	施設数	概算費用 (億円)	延床面積 (㎡)	主な施設
建替え	4	78.00	18,560	第二小学校、第五小学校、第一中学校
大規模改修	25	35.33	13,796	第八小学校、保健センター
中規模修繕	10	9.74	11,688	市民総合体育館、第一小学校

図表6 保全計画概要

■「国立市公共施設保全計画」とは

本市が所有する公共建築物について、構造躯体の健全性評価、構造躯体以外各部の劣化状況調査を実施し、施設の残存耐用年数を示しました。また、構造種別に目標使用年数と改修サイクルを設定しました。

構造別の目標使用年数

構造種別	目標使用年数
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）	80年
S（鉄骨造）	60年
LS（軽量鉄骨造）	40年

構造別の改修サイクル

構造種別	建替え・改修 サイクル			
	20年目	40年目	60年目	80年目
SRC造、RC造	△	●	○	◇
S造（重量鉄骨）	△	●	◇	
LS造（軽量鉄骨）	△	◇		

工事種別 ◇：建替え ●：大規模改修 △：中規模修繕（20年目） ○：中規模修繕（60年目）

第3章 公共施設再編の考え方

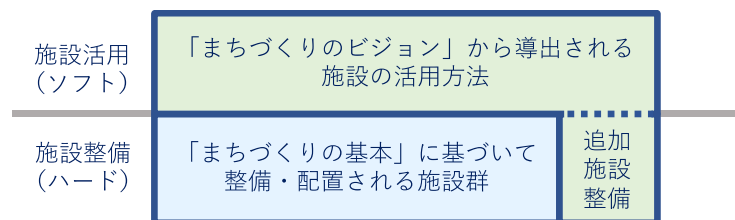
具体的な公共施設の再編を行う上では、単に個別の施設ごとに検討するのではなく、地域全体あるいは市全体のまちづくりをどうしていくか、というビジョンを持って取り組む必要があります。その一方で、公共施設のライフサイクル（寿命）は数十年に及ぶことから、公共施設の再編には長期的な視点が不可欠で、今後の住民の変化や社会の変化に柔軟に対応できるように、公共施設を合理的に設計・配置することも重要です。

家づくりでは、施主さんの希望を大切にすることは重要ですが、家を長く使ってもらうためには、住む人が変わっても不自由なく暮らせるような合理的な構造（合理性）を家が有していることも重要でしょう。まちづくりでも同じことが言えると考えます。

本章では、まず、「限られた財源の中で、どのような人が住んでも暮らしやすいと感じられるような合理的なまちづくり」を行うことを「まちづくりの基本」と呼び、そのあり方について整理します。そして、その基本構造を踏まえて、現在の国立市が掲げる「まちづくりのビジョン」を実現するために必要な公共施設の再編のあり方について整理します。

図表7が示すように、「まちづくりのビジョン」は、一般に「まちづくりの基本」に基づいて整備・配置される施設群をうまく活用して実現していくものと説明できますが、ビジョンを実現するために追加的な施設整備が必要な場合もあるでしょう。なお、「まちづくりの基本」の背後にも「まちづくりの基本的なビジョン」があると考えられます。

図表7 まちづくりの基本とまちづくりのビジョン



3.1. まちづくりの基本

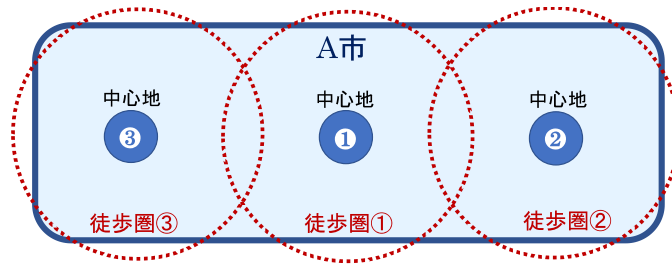
(1) 誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

まちづくりにおける合理性として重視するのは、多様な住民が生活しやすいと感じる「暮らしやすさ」、そして限られた資源を有効に活用する「効率性」です。この2つの特性をバランスよく満たすと考えられるのが、「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」です。

効率性の観点からは、多くの人々が日常生活で日々利用するサービス（以下「基本サービス」と言う）が提供される場所が「まちの中心」に集約化されると、規模の経済性（利用者数が大きくなるほど利用者一人当たり費用が低下するという特性）が働くため、効率的になることが知られています。コンパクト化と呼ばれる効率化の手法ですが、「まちの中心」から離れている人にとっては、暮らしにくくなるという問題が起こります。特に、車を運転できない子どもや高齢者にとっては、基本サービス（場や機会なども含む）を利用するための時間的・金銭的費用が大きくなります。つまり、基本サービスの提供拠点を一箇所に集約した「コンパクトなまち」は「誰もが暮らしやすいまち」とは言えなくなってしまいます。例えば、図表8の青いエリアで示されたA市で、住民が均一に住んでいるとすれば、基本サービスの提供拠点が中心地の①だけであれば「コンパクトなまち」と言えそうですが、そこから離れて住んでいる人たちにとっては「暮らしやすいまち」とは言えないでしょう。

このように「暮らしやすさ」と「効率性」は対立することが多いため、そのバランスが重要になりますが、財政が厳しくなる状況で効率性への要請は強まっています。その際、有効と考えられるのは、ほとんどの住民が徒歩圏内で基本サービスを利用できるという「暮らしやすさ」を確保することを前提（制約）として効率的にまちづくりを行うという考え方です。

図表8 誰もが暮らしやすいコンパクトなまちの概念図



基本サービスの提供拠点が例えば800m以内であれば、ほとんどの子どもや高齢者が歩いていけると考えられます（日常の行動範囲として歩行で移動できる範囲の目安として、800mを想定するのは、国土交通省の「都市構造評価ハンドブック」でも徒歩圏としてされているからです）。そこで、半径800mの円を徒歩圏と考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市をカバーし、各徒歩圏の中心に基本サービスの提供拠点を置くと「誰にとっても暮らしやすいコンパクトなまち」ができるのではないかと考えました。図表8では、3つの徒歩圏でA市のほとんどの地域をカバーできますので、基本サービスの提供拠点①～③までの距離は、A市のどこに住んでいても概ね徒歩で行けることがわかります。

しかしよく見ると、800m徒歩圏でカバーされていない地域があります。また、川、線路、幹線道路、上り坂などがあれば、800m圏内であっても徒歩で行くことが難しい場合もあります。市をカバーする徒歩圏の数を図表8のように3つではなく、4つ、5つと増やして行けば、全ての地域から完全に徒歩で行くことができるようになるかもしれません。しかし、基本サービスの提供拠点数も増えるため、効率性（コンパクトさ）が失われてしまいます。

図表8のケースでは、800m徒歩圏から少しはみ出る地域があり、その地域に住む人には少し不便をかけるため、何らかの補完する考えを持つ必要がありますが、図表8のように3つの徒歩圏で市をカバーして、それぞれの中心地で基本サービスが提供されるようにするまちづくりを行うことには、合理性があると思われます。「基本サービスの提供拠点」を中心とする徒歩圏を以下では「圏域」と呼び、そのような圏域をどのように設定したらよいかについて次に考えてみたいと思います。

（2）圏域の設定

暮らしやすさと効率性は対立することが多いため、図表8の例が示唆するように、圏域の設定は難しい作業です。さらに、市にはすでに様々な施設が存在しており、白紙に絵を描くように圏域を設定することはできません。むしろ、まちの現状を考えると「基本サービスの提供拠点」には制限があり、それを中心とする徒歩圏（半径800mの円）を考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市全体をカバーすることを目指す必要があると考えます。

このような観点から次に考えなければならないのは、「基本サービスの提供拠点」としてどこを想定するかですが、特に公共施設の再編という観点から、圏域の中心となる「基本サービスの提供拠点」を考えた時、最も自然な現在の公共施設は小中学校でした。

- ① 学校は、子どもたちが歩いて通うことを想定し、市をカバーするように点在している。
- ② 敷地が比較的広く、他の公共施設を併設するだけのキャパシティがある。
- ③ 災害時の避難場所となる公共施設である。

学校が①の特徴を持つことは、学校が圏域の中心となるにふさわしい公共施設であることを強く示唆しています。②の特徴は、国立市の『総管理計画』の中で示された公共施設の集約化・複合化という基本的な考え方と整合的です。そして③の特徴は、公共施設の学校へ

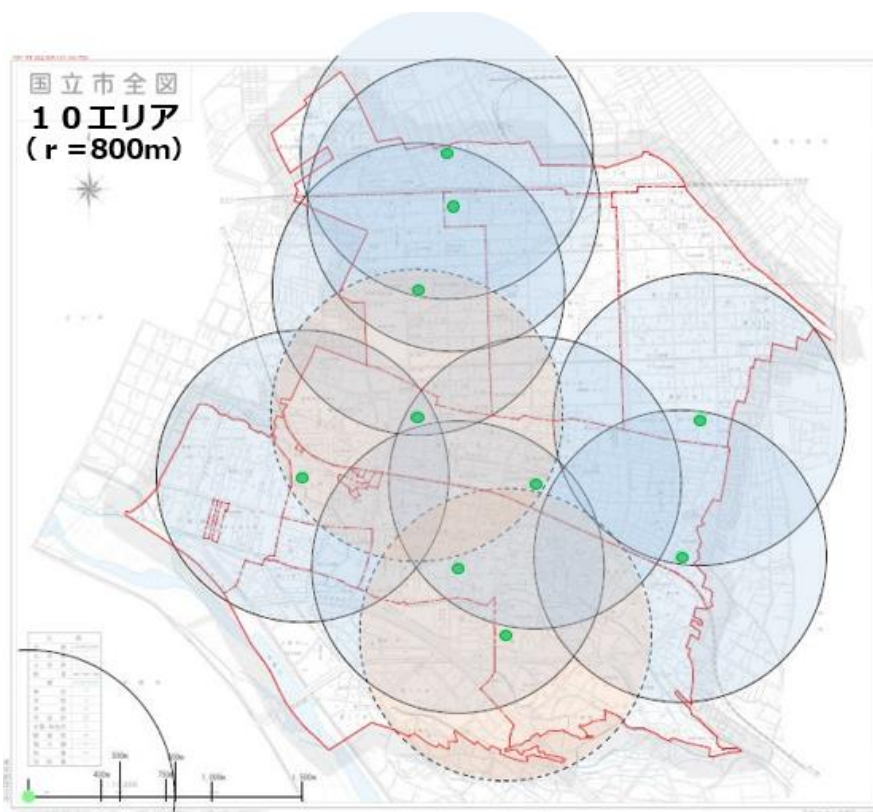
の集約化・複合化を進めることで、災害時にも多様な住民の受け入れを行いやすくなることを示唆しています。

歴史的にも、学校は多くの住民にとって愛着のある地域の中心的な場所でした。今なお、地域のお祭りが行われる学校も少なくありません。地域住民が子どもたちの教育や放課後の活動を支援する学校や、コミュニティ・スクールとして地域住民が積極的に運営に参加する学校も日本全国で数多く生まれています。また、学習指導要領や社会教育法の改訂などによって、今後ますます地域とともにあることが求められ、多くの学校は改築に際しては学校教育以外の様々な機能を付加する必要性が高まっています。そして、良い学校がある地域には、子育て世代が移り住んできたり、住み続けたりすることもよく知られています。

学校を圏域の中心となる公共施設と位置づけ、公共施設の集約化や複合化を行い、地域住民が集う魅力的な場所にすれば、国立市の学校の魅力も高まり、住んでみたいまち・住み続けたいまちになることが期待できます。このような考察を踏まえると、圏域の中心を学校施設とすることが合理的・効果的と考えられます。（ただし、矢川プラスなど、地域にとって学校以外にもランドマークとなり、様々な人々が集う施設がすでに圏域内に存在している場合は、圏域の中心を学校とする一方で、基本サービスの中心的な提供拠点を、当該施設にすることも検討すべきでしょう。）

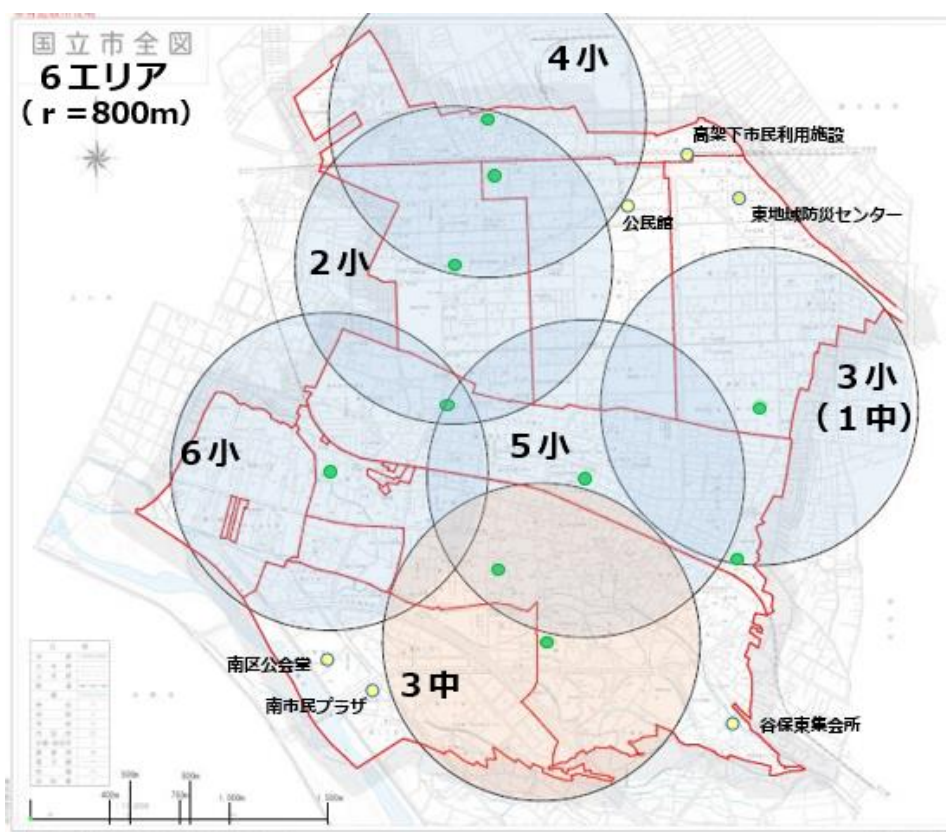
国立市には市立の小・中学校が 11 校設置されています。各校を中心に半径 800m の円を描くと図表 9 のとおり、多くのエリアが重複するとともにカバーできない地域も残ることがわかります（第三小学校と第一中学校は同一住所地のため圏域設定上は 1 校として扱います）。

図表9 圏域が 10 個のケース



そこで、少ない経費で効率的にまちづくりをするという観点から、できるだけ少ない数の学校を中心とする徒歩圏（圏域）で市の大部分をカバーするという目標の下で検討を行なった結果、図表 10 のように、第二小学校・第三小学校・第四小学校・第五小学校・第六小学校・第三中学校という 6 校を基本的な圏域とする方向で検討すべきと考えます。

図表 10 圏域が6個のケース



図表 10 が示すように、上記の 6 つの圏域を設定した場合、それらでカバーできない地域が生じますが、そのような地域でも学校以外で中心的な公共施設となりえる施設が存在していることがわかります。それらを整備・活用することで、学校を中心とする 6 つの圏域と同等の住みやすさを感じてもらえるのではないかと考えました。なお、このような圏域の設定は「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」にするという観点から合理的と考えられたものであり、（子ども数や地域社会の変化に基づいて議論されるべき）学校や自治会組織の再編などとは基本的に別の話であることに注意が必要です。

（3）圏域内で提供されることが望ましい基本サービス

合理的なまちづくりという観点から、最後に明確にしておく必要があるのは、圏域（徒歩圏）で提供されることが期待される「基本サービス」のリストです。公共施設の再編計画を作る際に考慮すべき「基本サービス」の中心となるのは、自治体が提供・関与しているサービスですが、純粋に民間企業等が提供しているサービスであっても、日々の生活の上で必要性が高いと思われるものについては、「基本サービス」の一つとして考慮すべきでしょう。

基本サービスを、圏域内ですべて提供しなければならないとするのであれば、そのリストは短くする必要がありそうです。しかし、圏域を設定することの目的は、暮らしやすいと感じられるまちづくりです。したがって、「基本サービス」は比較的幅広く定義し、それらは圏域内で提供されることが望ましいという「努力目標」とすることで、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みが継続的に行われることが期待されます。

さらに、「基本サービス」のリストは、まちづくりのビジョンと大きく関わります。基本的なリストはそれほど大きく変わらないと思いますが、今後、例えば外国籍の住民が増えた場合、そのような住民にとっての基本サービス（例えば母国語での相談サービスなど）を圏域で提供することが、まちづくりのビジョンとして掲げられるかもしれません。外国籍の住

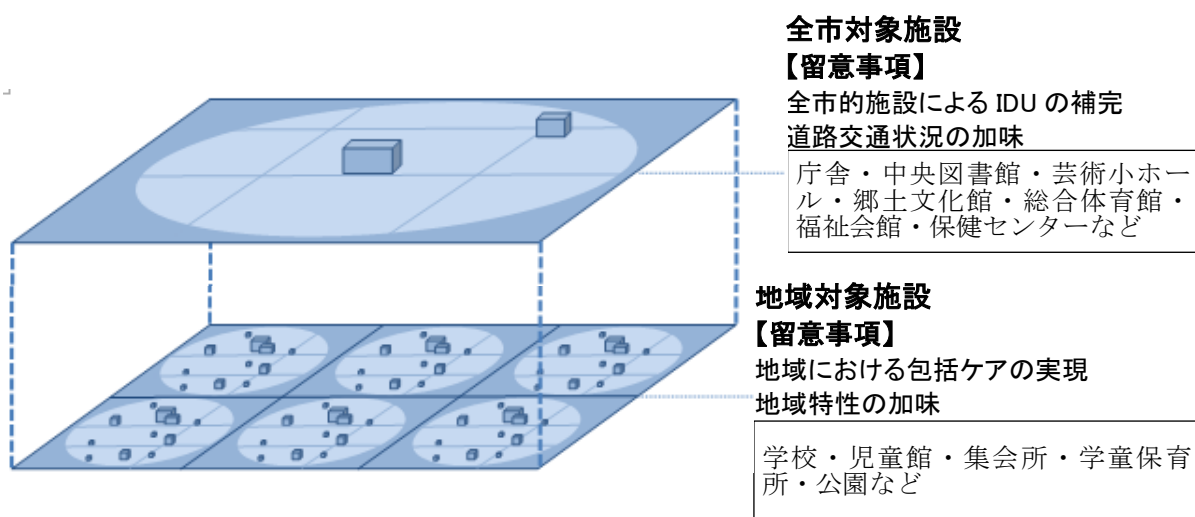
民がそこまで多くないならば、外国籍の住民が必要とする基本サービスは、市の1～2箇所で提供するということが、効率性の観点からは合理的と考えられるでしょう。

各圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストは、国立市が今後直面する状況に応じて、そして国立市のまちづくりのビジョンに応じて、変化することになるでしょう。ライフサイクルが長い公共施設の再編計画においては、今後のまちの変化やビジョンの変化にも対応できるような柔軟性が存在することが重要です。国立市を圏域に分けて、それぞれの圏域で基本サービスを提供するという考え方は、そのような柔軟性と効率性を併せもつ合理的なまちづくりの考え方でもあります。

次節では、本節で展開した合理的なまちづくりの考え方が、現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的であることを確認した上で、現在の国立市のまちづくりのビジョンを実現するために、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストと、それらを提供するための施設について具体的に考えてみたいと思います。

なお、これまでの考察は、各圏域での提供が望ましい基本サービスのための公共施設と、市全体で配置を考慮することが望ましい公共施設が存在することを示唆しています。再編計画においても、図表 11 のように、圏域ごとの公共施設の再編計画を基本レイヤーとしつつ、市全体で配置を考慮することが望ましい公共施設の再編計画をその上位レイヤーとして、国立市の公共施設の再編計画を作成することが有用と考えられます。

図表 11 全市的施設による補完イメージ



3.2. 国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画

学校を中心とする6つの圏域を設定することが、合理性の観点から望ましいと考えられるとしても、それが現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的でなければ良い再編計画とは言えないでしょう。ここでは、現時点での国立市のまちづくりのビジョンを明確にし、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストとそれらを提供できる施設について整理し、公共施設の再編計画を作成するための基礎としたいと思います。

これからの公共施設のあり方で重要となる考え方の一つは、公共サービスとそれを提供する施設を切り離して考えることで、公共サービスを少ない費用で効率的に供給することが可能になるということです。たとえば、これまで市庁舎で発行していた住民票なども、現在はコンビニで発行してもらうことが可能です。学校という公共施設は、これまでは基本的に教育サービスのみを提供する場所でしたが、災害時の避難所の機能のみならず、子どもの居場

所、地域住民の集会場所、住民の文化活動や健康増進活動のための場所などを提供する施設として活用することも考えられます。

新しい情報技術（IT）なども活用しながら、公共施設の集約化や複合化などを通じて、限られた財源の中で、質の高い公共サービスを効率的に提供することを目指すことが重要です。

（１） 国立市のまちづくりのビジョン

今後、国立市でも、少子・超高齢化が一層進展することが予想され、「子ども」から「高齢者」まで、全ての市民がふれあい、支えあう共生社会を実現していくというのが、国立市の基本的なビジョンとなっています。すべての市民が、安心して生活ができ、本市に居住することで充足感を得るために、子どもから高齢者までの地域包括ケアの実現が重要と考えられています。そのためには地域に住む住民同士が触れ合い、支えあうことが必要であり、多くの人が外出し、交流することが自然に成り立つ街づくりの施策が望ましいと考えられます。

その実現のために、施設整備の観点からは、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが身近な範囲で行われるような環境整備を行うこと、つまり「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがあるまちづくり」が理想的です。そこで、市民がどこに住んでも歩いていける範囲に基本サービスが充足されていることが望ましいと考えられます。

さらに、今後も継続してまちの魅力を保つことが、市の基本計画を反映した再編計画を作成する上でも重要です。そのためには、子どもたちが健康に楽しく過ごせるまち、市を支える現役世代が充実感を感じながら心地よく暮らせるまち、子育てを望む市民が子育てしやすいと感じるまち、そして高齢者が地域で健康を維持しながら最後まで生きがいを感じられるまち、といった視点が重要です。いわば「生まれる前から亡くなるまで」の地域包括ケアが提供されることが重要というのが、現在の国立市のビジョンとなっています（図表 12）。

図表 12 魅力向上へのイメージ



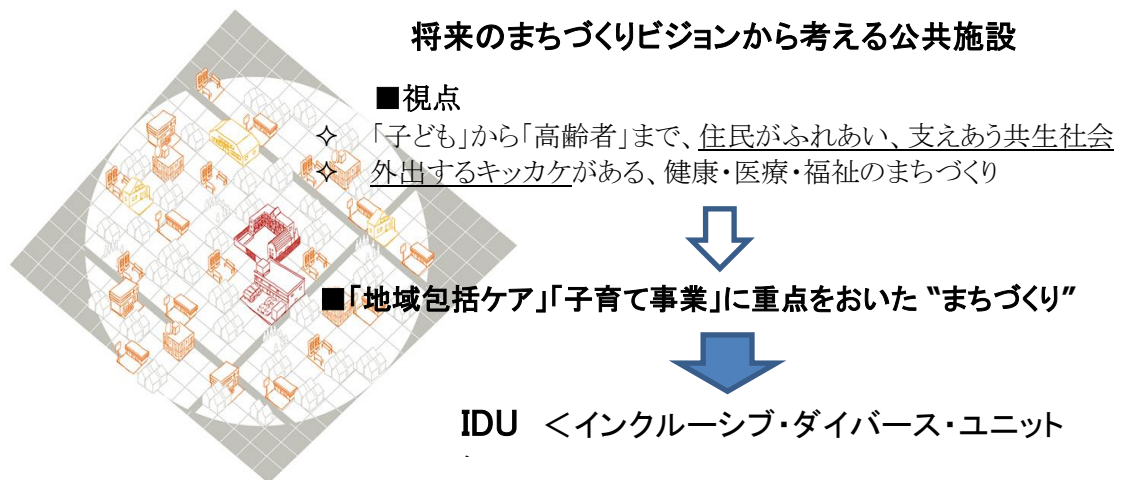
実は、市内の学校を中心とする6つの圏域を設定し、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりという、合理性の観点から導き出された基本コンセプトは、上述のような国立市のまちづくりのビジョンを実現しやすいコンセプトにもなっています。重要なのは、国立市のビジョンを実現するために、各圏域でどのような「基本サービス」が提供されたらよいかです。現在の国立市のまちづくりのビジョンは、今後とも大きく変わることはないと考えられますが、国立市に住む人たちが変わっていくと少しずつ変化していくところもあるでしょう。

長い寿命を持つ公共施設は、まちづくりのビジョンを実現するためのハードウェアとして、国立市に住む人の変化にも対応しやすい設計・配置とすべきです。「基本サービスが提供される最小数の圏域（学校を中心とする徒歩圏）で市をカバーする」という「まちづくりの基本」の考え方は、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストを「まちづくりのビジョン」に基づいて適宜見直し、施設の若干のリフォーム等を行うことで、国立市に住む人たちの変化にも柔軟に対応できる構造を持っていると考えられます。

(2) 圏域 (ID ユニット) で提供されることが望ましい基本サービス

国立市では、各圏域を ID ユニット (Inclusive Diverse Unit: IDU) と呼び、ソーシャルインクルージョンの視点を持った「お互いが見守り、支え合える地域」を実現したいと考えています (図表 13)。

図表 13 ID ユニットのイメージ



そのために、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が期待されます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を目指して基本機能を設定し、整備していきたいと考えています。長期的な視点で IDU が目指すところと、それぞれの目標を実現するための具体的なサービスが図表 14 に示されています。

図表 14 ID ユニットの目標と基本サービス機能

■長期的視点でIDUが目指すところ

生活に必要なものが歩いて行ける場所にある
最小必要機能の整備



- 医療、福祉サービス
- どこに住んでも格差のない福祉サービス
- 民間施設(企業)と連携した日常生活のサポート

外出する、したくなる「きっかけ」がある
活動・支援拠点、インフラの整備



- 地域力(コミュニティ力)のある地域
- 安心・安全に移動できる歩道等
- 休憩や避暑ポイント
- 行きやすい地域のたまり場
⇒友人、顔なじみとの会話、新たな出会い

「縦割り支援」から「丸ごと支援」への転換
(仮称)ID支援窓口機能の整備



- 外へ出て支援する＝アウトリーチ型支援
- 住民同士の見守り(地域全体での見守り)
- 行政と地域住民が連携した見守り・支援体制

まず、ID ユニット内で最小必要機能を整備することが望ましく、日用品・生活品の購入、子育て・学童保育、かかりつけ医、災害時の避難・救援物資の援助などが、身近な範囲で行われるような環境整備が求められます。それらの機能を実現するための施設として小学校、図書館分館、近隣センター・集会所、公園、子育て支援施設などの公共施設だけでなく、スーパー、商店街、コンビニ等、診療所などの民間施設とも連携を図ることや、そのような民間施設の開設の誘導が重要となります。これらのサービスは、「誰もが暮らしやすいまち」を実現するために徒歩圏内で提供されることが期待される「基本サービス」と考えられます。

さらに国立市では、まちづくりのビジョンに基づき、参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるようになるためのサービスや施設が存在することも重要と

考え、「安心・安全に移動できる歩道」や地域での活動や出会いの場所となる「地域のたまり場」なども圏域で提供されることが望ましいとしています。さらに、地域で支援を必要とする市民のみなさんが、地域で支援を受けられるように、各 ID ユニットに支援窓口を整備して、行政と地域住民が連携した見守り・支援体制を構築したいと考えています。

このような国立市のまちづくりのビジョンの視点から求められるサービスも含めて、圏域で提供されることが期待される「基本サービス」をリスト化したのが、図表 15 の左端の欄です。そして、その基本サービスを提供できる可能性がある既存の公共および民間の既存施設のリストが一番上の行にまとめられています。そして、実際に各サービスがどのような施設で提供できそうかを整理したのが、図表 15 の中で○印や△印で示されています。

図表 15 圏域 (IDU) で提供されることが望ましい基本サービス (機能) と施設

視点	圏域 (IDU) で提供されることが望ましい基本サービス	サービスを提供できる施設 【○：現施設で対応可能 △：リノベーションで対応可能】											
		集会所	学校	学童	児童館	保育所	都市公園	児童遊園・広場	医療機関	スーパー	コンビニ	ドラッグストア	その他、考えられる施設
子育て	相談窓口												
	子育てひろば												
子育て	保育・就												
	小学校教												
	子どもの												
福祉	主体的な												
	相談窓口												
	地域での見守り												
医療・介護	相談窓口												
	診療所・												
	薬局												
健康づくり	介護サー												
	運動の場												
	健康スポ												
防災	会食できる場 (?)												
	避難所												
	備蓄倉庫												
日常生活	一時集合場所												
	集い・交流の場												
	地域生活支援コーディネーターの拠点												
	買い物												

別紙:チェックリスト(案)参照

このような基本サービスと、それらを提供する公共・民間施設の関係を踏まえて、次章以降では、国立市の6つの圏域で、どのような施設が現存しているかを確認し、基本サービスをできるだけ望ましい形で提供できるように公共施設の再編計画を考えていくことにします。そして、国立市全体で配置を考えることが望ましい公共施設の再編計画とすり合わせながら、国立市の公共施設の具体的な再編計画について検討していきます。

(補論) 圏域の設定

6つの圏域が選ばれた根拠の説明